

「静岡お茶カフェ」掲載情報募集要項

1 目的

静岡市の有する各種情報発信媒体において、「静岡お茶カフェ」として情報掲載を行う店舗を募集するため、必要な手続き等について定める。

2 「静岡お茶カフェ」の概要及び掲載対象店舗

(1) 「お茶」の定義

この要項において「お茶」とは、国産でカメリア・シネンシス（学名、*Camellia sinensis* (L.) O.kuntze）を原葉とするお茶をいう。

(2) 「静岡お茶カフェ」の趣旨

「静岡お茶カフェ」とは、次に掲げる事項に該当する店舗をいう。

ア 作り手（茶商・農家など）と消費者がコミュニケーションを図る「作り手と消費者をつなぐ空間」である

イ 身近にある、気軽にお茶を味わいながらくつろげる場所を提供する「お茶がある身近なくつろぎ空間」である

ウ 様々なお茶を、様々な方法で、おいしく・楽しく味わえる「お茶の味わいを提案する空間」である

エ お茶に関する様々な情報（魅力）を発信する「お茶の情報（魅力）を伝える空間」である

(3) 掲載対象店舗

静岡市内に所在し、次の各号のいずれかに当てはまる店舗を、「静岡お茶カフェ」として掲載する。

ア 「静岡お茶カフェ」の趣旨に沿い、かつ、次に掲げる基準をすべて満たす店舗であること。

(ア) 主にお茶を提供する店舗であること

(イ) お茶を味わえる空間（客席）が整備されていること

(ウ) お茶飲料メニュー（アルコールを除く）を有料で提供していること

イ 前号に掲げるもののほか、「静岡お茶カフェ」の趣旨に沿う店舗として、静岡市が適当であると認める店舗であること。

(4) 掲載対象外店舗

次の各号のいずれかに当てはまる店舗は、掲載対象外とする。

ア 臨時的に営業する店舗。ただし、年間営業でなくとも、一定の決まりにより営業する店舗は対象とする。

(例) 対象外：イベントでの営業

対 象：毎月第○△曜日、毎年○月～○月の期間

イ 車等の移動店舗。ただし、一定の場所で営業する店舗は対象とする。

(例) 対象外：営業場所不定

対 象：毎週△曜日に□□□スペースにて営業

ウ お茶メニューを提供する飲食店等

(例) 対象外：飲食店でお茶を提供（主に料理を提供する店舗であるため）

対 象：主にお茶を提供する店舗で、お茶とセットでお菓子を提供

エ その他「静岡お茶カフェ」の趣旨に該当しないと認められる店舗

3 掲載の届出

「静岡お茶カフェ」の掲載対象店舗の条件に該当し、届出を行う場合は、静岡お茶カフェ掲載情報届出書（様式第1号）に関係書類を添えて提出すること。

(1) 届出対象者

掲載対象店舗を運営する者

(2) 届出できない者

ア 法令等に基づく必要な許可等を受けていない者

イ 各種法令に違反している者

ウ 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、子人の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 消費者金融又は事業者金融を営む者

オ 利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある者

ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

ケ その他、市の有する各種情報発信媒体へ掲載するものとして不相当であると認められる者

- (3) 届出期間
随時受付（ただし、冊子・ホームページへの掲載は、冊子改訂、増刷の際とする）
- (4) 届出書類
ア 静岡お茶カフェ掲載情報届出書（様式第1号）
イ 関係書類
（ア）店舗の資料
・店舗のコンセプトや店舗情報がわかるもの
・店舗の外観・内観（客席の様子）・メニューの様子がわかるもの（写真）
・店舗のパンフレット（配布しているものがある場合）
（イ）メニューを掲載した資料
・申請時点で店舗で提供しているメニューの全容がわかるもの（メニュー表等）
（ウ）その他必要な書類
- (5) 届出方法
持込または郵送
- (6) 届出先
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
経済局農林水産部農業政策課 お茶のまち推進係「静岡お茶カフェ係」宛
電話：054-354-2089 / FAX：054-354-2482
メール：nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

4 掲載の決定

- (1) 静岡市は、静岡お茶カフェ掲載情報届出書（様式第1号）が提出されたときは、提出書類の記載内容に基づき、書類審査によりその内容を審査する。
なお、審査に必要な情報が不足している場合は、届出者への聞き取りや追加資料の提供を依頼する。
- (2) 静岡市は、審査終了後、審査結果を届出者へ通知する。
- (3) 掲載許可期間は、通知をした日から平成32年3月31日までとする。

5 事業への協力

- (1) 掲載の許可を受けた者（以下「掲載許可者」という。）は、静岡市が「静岡お茶カフェ」に関連して扱う各種媒体への情報掲載に同意したものとする。
- (2) 掲載許可者は、各種媒体の制作に係る取材対応や掲載情報の提供に協力すること。
- (3) 掲載許可者は、掲載内容を把握し、常に最新の情報が掲載されるよう、掲載内容の確認等に協力すること。
- (4) その他、掲載許可者は、静岡市が「静岡お茶カフェ」に関連して実施する事業に全面的に協力すること。

6 掲載情報等の変更

掲載許可者は、掲載情報等に変更が生じたときは、速やかに静岡市に届出ること。

7 遵守事項

- (1) 掲載情報の提供にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) この要項に定める、情報等の提供・変更等を適切に行うこと。
- (3) 「静岡お茶カフェ」情報掲載により生じる、問い合わせ等に誠実に対応し、「静岡お茶カフェ」や「お茶のまち静岡市」の認知度向上に努めること。
- (4) その他、静岡市が必要があると認める事項

8 掲載の取消し

静岡市は、掲載許可者が次のいずれかに該当するときは、掲載を取消することができる。なお、掲載の取消しによって生じた損失の補償を静岡市に請求することはできないものとする。

- (1) 掲載対象店舗に該当しなくなったとき。
- (2) 掲載許可者が当該要項に定める内容に違反したとき。
- (3) 掲載許可者が虚偽の届出により掲載の許可を受けたとき。
- (4) 掲載許可者から登録の抹消の申出があったとき。
- (5) その他、「静岡お茶カフェ」として掲載することが適当でないと認めたとき。

9 掲載許可の更新

- (1) 掲載許可者は、掲載許可の更新を受けようとするときは、掲載の許可期間の終了する日の2月前までに、静岡お茶カフェ掲載情報届出書（様式第1号）に関係書類を添えて提出すること。
- (2) 前項の規定により更新された掲載許可の期間は、更新の許可通知により示す。

10 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (2) 情報掲載にかかる費用が生じた場合は、掲載許可者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、「静岡お茶カフェ」に関する事業以外では、届出者に無断で使用しないものとする。
- (4) この要項に記載のない事項は、静岡市の判断によるものとする。

11 参考

- (1) 届出受付開始時点で予定している掲載媒体
 - ア 「お茶のまち静岡市」ウェブサイト（静岡市運営）
 - イ 冊子「静岡お茶カフェ」（静岡市発行）

12 問合せ先

静岡市経済局農林水産部農業政策課

お茶のまち推進係

電話：054-354-2089

FAX：054-354-2482

メール：nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

附 則

この要項は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年12月1日から施行する。

静岡お茶カフェ掲載情報届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名 ㊟

「静岡お茶カフェ」掲載情報募集要項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。
また、同要項の規定に反していないことを申し添えます。

1 掲載対象店舗確認

掲載対象店舗に該当していると思われる理由を御記入ください。

NO	内容	
1	静岡お茶カフェの趣旨に沿っている	
	(理由)	
2	主にお茶を提供する店舗である	
	(理由)	
3	お茶を味わえる空間（客席）が整備されている	
	(理由)	
4	お茶飲料メニュー（アルコールを除く）を有料で提供している ※代表的なメニューの情報を記入してください。	
	品名	
	内容	
	価格	
	使用茶	産地
	種類	

(裏面へ)

様式第 1 号

2 対象店舗基本情報

名称 (店舗名)	(フリガナ)				
所在地	〒 静岡県				
電話番号	-	-	FAX 番号	-	
ホームページアドレス					
営業時間 (24 時間表記)	:	~	定休日	:	
お手洗い	無	・ 有	駐車場	無 ・ 有 (台)	
ペット連れ	不可 ・ 可 (条件 :)				
提供情報 (該当に○) (複数可)	主な提供茶	緑茶 ・ 抹茶 ・ 和紅茶 ・ その他 ()			
	主な提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様ご自身が急須を使いお茶を入れて味わう ・ 店舗スタッフが急須で入れたお茶を提供 ・ 新しい楽しみ方を提案 (ラテ・エスプレッソなど) ・ その他 () 			
	茶葉の販売	無	・ 有	茶器の販売	無 ・ 有
	テイクアウト	無	・ 有	体験 (入れ方等)	無 ・ 有 ()
	食事の提供	無	・ 有	スイーツの提供	無 ・ 有 (お茶菓子含)
所属団体 (所属する組合等の名称)					

※ 欄が足りない場合は、別紙を添付してください。

3 掲載担当者情報

会社名				
所在地	〒			
担当者氏名	(フリガナ)			
電話	-	-	FAX 番号	-
E-mail				

4 関係書類

- (ア) 店舗の資料
- (イ) メニューを掲載した資料
- (ウ) その他必要な書類